

設計図書

仕様書番号 第 30号
作成年月日 令和5年12月4日
作成責任者 防衛技官 山口 昌浩

105倉庫照明器具改修工事

東立川馬主屯地業務隊

仕 様 書

- 1 工事件名 : 105倉庫照明器具改修工事
- 2 工事場所 : 東京都立川市栄町1-2-10 陸上自衛隊東立川駐屯地
- 3 工事概要 : 照明器具等LED化に伴う改修工事

4 一般事項

4.1 総則

4.1.1 適用範囲

本工事は、本仕様書による他、下記仕様書によるものとする。

- ・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- ・「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」

本仕様書に示す事項で、本工事の内容に該当無き事項については、適用除外するものとする。

4.1.2 疑義

図面と特記仕様書との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、すべて契約担当官・監督官と協議するとともに、その指示に従うものとする。

4.1.3 軽微な変更

工事実施に際し、現場の納まり・取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い施工するものとする。

4.1.4 消耗品等

本工事に必要な工具類及び消耗部品は、請負業者の負担とするものとする。

4.1.5 発生材処分

撤去等により発生した発生材において、金属材料については、発生材調書を監督官へ提出した後、監官の指示する場所に集積する。その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づき処理すること。
なお、その結果を工期内に書面（産業廃棄物管理票E票写し）にて提出すること。

4.1.6 電気水道使用

工事に必要な電気水道は、すべて請負業者の負担において用意するものとする。

4.2 現場管理

4.2.1 安全管理

現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は請負業者が負うものとする。

材料及び器材等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、監督官と十分調整のうえ、交通整理等の安全管理を行うものとする。

万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。

4.2.2 現場監督

作業期間中、現場代理人は作業現場に常駐し、上記安全管理を徹底すると共に、監督官の指示を確実に遂行できる状態を確保するものとする。

現場代理人は、現場作業員が作業現場以外の施設にみだりに立ち入らないよう、周知徹底させるとともに、駐屯地内で作業するに相応しい作業態度を教育徹底するものとする。

4.2.3 養生・清掃

必要に応じ、既存施設部分等について適切な養生を行うとともに、工事完了後に際しては、当該工事に関する部分の適切な後片づけ及び清掃を行うものとする。

件 名	105倉庫照明器具改修工事	番 号	1/4
図面名	仕様書	縮 尺	—
	陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊管理科		令和5年12月

4.3 材料検査

4.3.1 材品質

工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有し新品とする。

4.3.2 材料検査

現場に搬入した材料は、その種別ごとに、品質、数量について監督官の検査を受けるものとする。

材料検査結果、並びに長期保管等による変質等により工事に使用することが適切でないと監督官が判断したものについては、直ちに新品と交換し、再度検査を受けるものとする。

4.4 関係書類

4.4.1 提出書類

工事に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し、提出期限までに必要部数を揃えて提出するものとする。

4.4.2 実施工程

実施工程表の作成に際しては、着工に先立ち監督官と協議のうえ、作成するものとする。

4.4.3 工事写真

受注者は、着手前・作業中・完成後・完成後隠蔽部・材料検査及び監督官の指示する箇所撮影し、工事写真帳に整理したうえ、提出するものとする。

5 特記事項

5.1 電気設備工事

5.1.1 工事仕様

- ア 現地調査及び詳細設計において、回路調査等を十分に実施し、作業を安全かつ確実に実施すること。
- イ 設置作業に使用する器具及び材料は新品とし、JIS規格及び電気用品安全法に適合するものを使用する。
- ウ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に監督官及び施設管理者と調整すること。
- エ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- オ 照明器具設置後、照度について速やかに照度計によって照度測定を行い、性能を確認するものとする。

5.1.2 照明器具

- ア LED器具は、品質を保証するため、日本工業規格JIS8159-1を準拠し、日本照明工業会ガイド（高品質照明用LED光源における性能要求指針）を基準とすること。
また、品質を保証するため、ISO14001、ISO9000を取得している日本国内メーカーより選定すること。
- イ 器具の選定にあたっては、図面番号4/4に記載の新規器具または、同等品以上の器具を選定すること。
ウ 埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法による隙間が生じないよう処置を行うこと
また、露出型照明器具を取り換える場合には、既存器具の取付跡が見えないように配慮すること。
- エ 既存照明器具が防雨型・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- オ 光源(LED) 寿命は、40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品とする。
- カ 光源色は、相関色温度は4,600～5,500K（昼白色）とする。

6.1 立入り

6.1.1

- ア 監督官の許可する場所以外の立入りは厳禁とする。

件名	105倉庫照明器具改修工事	番号	2/4
図面名	仕様書	縮尺	—
	陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊管理科	令和5年12月	

